

Title	引田利章の経歴紹介と曾根俊虎に関する若干の史料
Sub Title	The career of Toshiaki Hikita and some documents concerning Toshiaki Sone
Author	佐藤, 茂教(Sato, Shigenori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.45, No.1 (1972. 9) ,p.89- 96
JaLC DOI	
Abstract	明治前半期の安南史研究の先覚ともいうべき、引田利章と曾根俊虎に関して、二・三の史料をもとに紹介したい。引田利章に関するものは総理府保管の陸軍奉職履歴と、引田家の家系譜により彼の経歴を、曾根俊虎に関しては、厚生省保管の海軍奉職履歴と、穴沢精一氏所蔵の曾根俊虎の書簡の紹介である。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720900-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『引田利章の経歴紹介と』

曾根俊虎に関する若干の史料』

佐藤茂教

明治前半期の安南史研究の先覚ともいうべき、引田利章と曾根俊虎に関して、二・三の史料をもとに紹介したい。

引田利章に関するものは総理府保管の陸軍奉職履歴と、引田家の家系譜により彼の経歴を、曾根俊虎に関しては、厚生省保管の海軍奉職履歴と、穴沢精一氏所蔵の曾根俊虎の書簡の紹介である。

(一) 引田利章の経歴について

引田利章の陸軍奉職履歴は、総理府恩給局第五課の、明治二十三年陸軍文管恩給簿に収められてある。利章の死後十二日目の明治十三年七月二十三日に、「扶助料願書」が、妻ミスから四谷区長受付で東京府知事に申請された。東京府から内閣総理大臣宛提出の添付書類として、この時陸軍

大蔵省で作成されたものが引田利章の陸軍奉職履歴である。この「扶助料願書」には、秋村秀作、平山乾作両名の連署があり、試みに、陸軍中将引田乾作について、同じく恩給局の名簿で当たったところ、利章、秀作、乾作の父は引田利亮であることが判明した。更に、引田乾作の長男一郎氏を訪ね、引田家の系譜と、一郎氏の話により、利章の経歴をかなり知りえたように思うので、史料紹介をかねて、利章の経歴を簡単にまとめてみた。

引田利章は、嘉永四年（一八五二）年六月十四日、父利亮母りえの次男として、長門国阿武郡萩江向村に生まれた。幼名は精作。父利亮は辰之允とも称し、嘉永五年から安政元年にかけて、京都長州邸検使役の時、吉田松陰と長州邸で会見している。⁽¹⁾利亮、利章について記す前に、引田家について少し記しておく。引田家系譜によれば、引田姓は、山県勝利が五代目藩主毛利綱広から、明暦三年（一六五七）三月三日に許されたのに始まり、二代定賢、三代勝美、四代利安、五代利毅、六代利永、七代利亮、八代利章、



九代乾作と続き、一郎氏に継がれている。

利亮は文政三年(一八二〇)二月十八日に佐藤与三左衛門の三男に生まれ、利永の長女りえと結婚した。国学を本居大平に、神道を白河伯王家に学び、蝦手園と号した。長州藩での禄高は、役付時百二十石、無役時八十石であった。嘉永五年から二年間京都長州邸検使役。安政六年萩紙幣製造所長。元治元年六月御目付役。慶応三年明倫館分館抄宗寮塾長。維新以後は長門の住吉神社、下関の赤間宮、高崎の貫前神社の宮司を歴任し、明治三十四年(一九〇一)

五月十八日に東京四谷南伊賀で八十二才で死去。

利章には兄利政がいたが、十五才で病死しており、明治十五年十一月に家督を相続している。長男利政の死もあって、父利亮の期待は大きく、幼時から神道・国学を教えこまれ、後年彼の編著になった「柬埔寨国誌」(陸軍文庫 明治十四年六月)、「安南史」(陸軍文庫 明治十四年十月刊)、「安南全図」(明治十六年八月)、「大越史記全書」(覆刻版 明治十八年二月)、「亜富汗斯坦地誌」(陸軍文庫 明治十八年八月)、「仏安関係始末」(陸軍文庫 明治二十一年二月)等の学究の基礎がすでに養なわれていた。しかしながら、長州藩の中級以上の武士が、洋学を敬遠したと同様に、利亮も洋学をかえりみなかった²⁾ので、明治以前の利章も、フランス語に縁遠かったようである。明治三年、十九才の時に、利章は萩を後に大阪へ出た。明治四年一月三十一日、大阪陸軍幼年学校に入学。明治五年十月、陸軍幼年学校幹事。同六年八月、陸軍幼年学校総幹事。同八年十二月、陸軍省一等専業生。この頃、フランス語を修得し、かつまた健康も損なっている。同十一年一月

十二日、陸軍省十三等出仕。「扶助料願書」添付の戸籍謄

死亡。享年四十才。

本によれば、同十一年六月一日、秋村鉄一郎の長女ミスが入籍している。以後、利章とミス間に、長男章一郎（明治十三年一月十二日生。同十四年二月十三日死亡）、次男利貞（明治十五年四月三日生。同年七月十三日死亡）、長女彰子（明治十六年七月十一日生。同十七年十二月二十八日死亡）、次女美代子（明治二十年六月二日生。同二十四

引田利章は、一郎氏が父乾作から聞いていたところによれば、小柄で痩身であり、長年肺を病み、性格は温和で、学究肌の士であったとのことである。ここに紹介した引田家家譜は、引田家に伝わる三冊の家系譜を、明治二十二年に利章が補修し、参謀本部筆生白井国次郎が写字したものを、乾作が昭和十二年に更に補ったものである。

年八月十二日死亡）と、家系譜に記されているように、利章の生存中に三人、死後に残りの一人が死亡する悲運の連続であった。明治十三年六月三日、陸軍省十二等出仕。同十四年十一月十九日、安南史編輯尽力候に付参謀本部より賞さる。同年十二月十三日、参謀本部編纂課に出仕。同十五年九月十四日、陸軍省十一等出仕。同十六年二月二十六日、陸軍大学校助教兼参謀本部編纂課課員。同十七年九月二日、陸軍省十等出仕。同十九年十二月十七日、陸軍大学校教授兼参謀本部陸軍部卸用掛。同二十年十月二十六日、陸軍大学教官兼参謀本部陸軍部課僚。同二十三年七月十一日、肺結核のため、東京府四谷区坂町七十八番地の自宅で

引田乾作は、利章の死後陸軍士官学校に入り、明治二十七年九月、陸軍歩兵少尉となり、陸軍少佐の時、山県有朋の副官を勤めた。陸大教授、青島守備軍参謀長、青島守備歩兵司令官、下関要塞司令官、第二十師団長等歴任。大正十二年八月陸軍中将、昭和二年予備役、昭和十四年四月に退役し、昭和二十三年五月十一日、七十八才で死亡している。乾作の長男、引田家十代目の一郎氏は、大正十三年慶応義塾大学経済学科卒業、前宝塚歌劇団理事長であり、現在は兵庫県尼ヶ崎市東園田町三丁目八十八番地に住まわれている。

引田利章の全編著書目は前述しておいたが、特に「仏安

関係始末」は、曾根俊虎の「法越交兵記」に比すべきものであり、本篇三巻、付図一卷(十五葉)よりなり、本篇は全三十章に分けられ、日本陸軍安南派遣將校報告、大越史記全書、在清日本公使報告、在仏日本公使報告等の史料をもとに、フランスの安南侵略の発端を、西山の乱時の阮福映のフランス兵力導入にあるとして筆を起し、天津条約締結までを年代順に詳述してあり、当時としては史料価値がすこぶる高いものであった。

利章の墓は、萩市善福寺から、明治四十三年に青山墓地に移されている。

註

- (1) 兄杉梅太郎宛 嘉永六年十二月七日 松陰在京都兄在萩(中略) 一、智恩院臣池内大学作「攘夷論」。関白殿下より之内命を奉じ、將軍宣下之勅使に従い関東下向、水戸公献す。勅使三条公・東坊城公皆摺紳中之有志人之趣。右之論に付御口添被為在候筈之由、彼論は引田よりさし送約束也。(中略) 京師邸にて引田・辰之允・山根文之允之追々申談候処、孰も奮励所謀甚同意也。(以下略) (吉田松陰書簡集) 広瀬豊編。岩波文庫。昭和十二年四月三十日発行。八九・九〇頁)
- (2) 「例えば長州藩では、その兵制改革に際して洋式を採用し

たが、高祿の士は容易にこれを学ばなかったといわれ(防長回天史第二編四一七頁以下) (「幕末洋学史」沼田次郎著。刀江文庫。昭和二十六年七月十日発行。二四六頁)

(二) 曾根俊虎に関する若干の史料

曾根俊虎については「東亜先覚志士記伝下巻」(黒竜会編)、「三十三年の夢」(東洋文庫¹⁰⁰)、「アジア歴史事典第五巻」等に、彼の経歴が紹介されているので、ここでは、



厚生省援護局業務第二課保管の、曾根俊虎の海軍奉職履歴中の、いわゆる「筆禍事件」に係るものとみられる、明治二十一年十月十日の横須賀鎮守府法廷での判決全文と、曾根の母方の甥である穴沢精一氏（当年八十二才）の所持する曾根の手紙と、曾根の養女であるタケ女史（当年九十才）が、俊虎について語られたことを紹介する。

前掲の三著には、曾根の「法越交兵記」（報行社。明治十九年十一月発行）が、筆禍事件を起したと記され、「三十三年の夢」を除く二著は、この筆禍事件が無罪に終わったと記している。「法越交兵記」が、はたして筆禍に問われる程のものであったろうか。彼の海軍奉職履歴には「明治二十年十月中、奈良県大和国宇知郡靈安寺村民樽井藤吉ヨリ、我が裁判権ノ条約草案ニ関スルボアソナード意見書、及ヒ同人ト井上毅トノ対話筆記、条約改正議事録抜書等ヲ印刷ニ付スルノ協議ヲ受ケ、当原稿ニ評語ノ幾分ヲ記入シ同十一月中、密カニ印刷ニ付シ之ヲ頒布シ、及ヒ廟堂官吏ノ職務ニ対シ侮辱シタリトノ被告事件審理ヲ遂クル処、当法廷ニ於テ、被告ノ供述並東京輕罪裁判所伊知地予審判事、

当衛白石審問委員ニ於テ拾収シタル書類其他ノ証拠物等ヲ徴スルモ、被告俊虎ニ於テハ、藤吉ノ協議ヲ受ケ、官吏侮辱ノ評語ヲ加ヘ、之レヲ印刷ニ付シ頒布シタリトノ証馮備ハラサルヲ以テ無罪」とあり、「法越交兵記」の書名は一切見当たらない。「法越交兵記」は確かに安南・清朝側を弁護し、フランスの非道を語気鋭く非難してはいるが、日本政府に及ぶところは見当たらない。思うに、当時条約改正を真近にした日本政府の欧米列強への思惑と、対清国との朝鮮問題にかかわる外交上の成りゆきからと、明治二十年の条約改正反対運動激化にからみ、同年七月十八日の井上馨外相の条約改正中止の表明、九月一日井上外相辞職、伊藤内閣倒閣運動激化に対する十二月二十六日の保安条令公布による過激派政客等の追放が、曾根の起訴の背景にあったとみるべきであろう。いずれにせよ、「法越交兵記」の起訴事実、奉職履歴中の裁判記録には明記されていないのである。なぜ、それにもかかわらず「法越交兵記」が、いわゆる筆禍事件として伝えられてきたのであろうか。これには二つのことが考えられる。一つは、彼の逮捕が二十一年

二月十五日になされ、「法越交兵記」出版後一年少ししか経っていなかったこと。これは、「法越交兵記」——曾根の逮捕——軍事法廷——海軍退役と結びつけて考える格好を提示した。更にこの推測を深め、誤伝を助長させるに一役買ったのは、曾根家の要望による、俊虎の海軍奉職履歴の、これまでに及ぶ、一切の門外不出ということであった。曾根タケ女史の話によれば、曾根は生前よく、「我に百人の兵を与えれば台湾は七日で日本のものにしてみせる——と海軍在職中にいったのが、井上外相の怒りを買った」と、語っていたそうである。もう一つは、「法越交兵記」には、熾仁親王の御序辞《彰往察来》を賜わっていることである。これは、彼の書が横須賀鎮守府法廷で、名指して糾明されてはいないけれども、この書が曾根の海軍追放の一材料として一役買っていたと仮定するならば、親王の賜わられた御序辞は、「法越交兵記」を表立って非難できぬ一要因とみることができよう。曾根が海軍在職中、明治六、七、九、十二、十三、十七年の六回にわたり、清国に派遣された折に、孫文をはじめ多くの中国人革命分子と公然と交遊し、内地

においても同様にそれをばからなかったことは、軍当局も非難するところであつたらう。奉職履歴中にみえる、樽井藤吉との結びつきについては明らかでないが、樽井の著した「大東合邦論」(明治二十六年八月十八日発行)によれば、「西欧の東漸を止めるにはアジアの諸民族が団結しなければならぬ。朝鮮が日本と合邦し、清国の豊富な資源もまたアジアのために活用されなければならない。アジア諸国はお互に小利を捨て、団結してアジアの脅威を除去すべきである」という主旨の、アジア民族の大同団結を説いたものである。熱血漢曾根と、アジアの大同団結を説く樽井との接触も、また、早くからあつたかも知れない。曾根と樽井との結びつきにからむ起訴は、証拠不十分で一応無罪を宣せられている。これらのことから、「法越交兵記」即「筆禍事件」といい伝えられてきたことは、実は、曾根の行動と言辞が当時の内外の情勢にからんで、日頃から曾根をマークしていた当局が、樽井藤吉の出版条令違反にかかわるとして、この機を利用して起訴されたものではないだろうか。

次に、曾根が亡くなる二年前、当時アメリカに留学していた甥の穴沢精一氏に送った手紙と漢詩及び短歌を紹介する。穴沢氏は母方の甥である。夫婦養子をとって、自らは一生独身で終った曾根に特にめをかけられた。

「覚 一、支那製竹筒 一筒 一、単物 一着 母七十二才の時自身機織し且つ仕立し給ひ、拙者並に竜造（養子）の着用したるもの。右の両品は形見として差遣わし、其許の長寿を祈るもの也。物品は竜造に附托保管せしむ。

明治四十一年八月十三日。俊虎。精一殿。」

「七月十八日附の書函通読。委曲了解。大いに安意を深ういたし申候。就いては左の戒言申し送る所、肝銘刻胆されたく。一、社会道德を厳守し学問奮勉之事。二、穴沢家の興亡は其許の行動如何に由る事なれば、一挙一動もおろそかにせざること。明治四十一年八月十三日。俊虎。精一殿。」

「戊申仲秋東京城南觀潮閣 病中録四句寄在美国賢甥精一穴沢氏 肅雲居士

生不難死 死不可生 自重守節 小事休争 報国雄図

『引田利章の経歴紹介と曾根俊虎に関する若干の史料』

甘受鼎烹 寄語年少 正氣七城

又思ひたしこと

なにごとく雅の道を好みて行け

神や我が身に宿らざらまじ」

タケ女史の話によれば、曾根は四十一年春から体力が弱り始め、四十三年五月三十一日に亡くなった。死ぬ二日前、觀潮閣の庭先でとれたイチゴを、大森に住む竜造夫婦のもとに届けてくれ、孫達の頭を一人ずつなでて帰ったそうである。性格は豪放快活で、俊虎の死後、孫文は、芝白金の興善寺に墓参してくれたとのことである。曾根が海軍を退役して、まだ竜造夫婦と鈴ヶ森にある住居、觀潮閣に孫文が時に訪ねてきた折、「角ソデがまたついてきよる」といっては、二人で苦笑しあっていたということである。タケ女史は三十六才で、竜造氏の病死にあい、現在は東京都世田谷区尾山台三丁目二十一番地十三 鈴木正基方に身を寄せられている。

明治前半期の安南関係の造詣者として、「安南史略」(明

治十七年)を醵刻した岸田吟香にふれなかったが、機会を改めて述べてみたい。フランスの安南侵略を、共にほぼ同じ期に扱った、「仏安關係始末」「法越交兵記」の、ここに掲げた二著は、同一の安南派遣將校報告によって書かれたと思えるところもあるので、これら両著は、今後詳細に比較、検討してみたいと思う。

この稿を書くに当り、「法越交兵記」(報行社版)を松本信広先生からお借りした。「法越交兵記」が近代中国史料叢刊第62輯に収められていることを竹田竜児先生に、樽井藤吉、大東合邦論に関する書目については和田博徳先生にお教えいただいた。引田利章と曾根俊虎の写真複製は江坂輝弥先生のお世話になった。また、大沢一雄先生の「明治十年代における日本人のベトナム意識について」に教えられたこと非常に大であった。

(註)

(1) 樽井藤吉と大東合邦論については、「明治と朝鮮」桜井義之著。桜井義之先生還暦記念会刊。昭和三十九年十二月発行)の第一章「東洋社会党樽井藤吉と『大東昭邦論』」を参照されたい。

〔追記〕

「上杉家御家中諸士畧凶卷八」によれば俊虎の先祖は曾根是言斎にはじまる。曾根是言斎は、上杉為景の家臣曾根備中の子で備中は「為景公御生害の時御供腹」をした士である。俊虎は明治元年まで、上杉家で百五十石御馬廻りをつとめた。父魯庵の戦死により百五十石を賜わったものである。